

第七章 教育の進展と文明開化

第一節 初期の教育制度

藩学、郷学、私塾、寺子屋

江戸時代には、藩学、郷学、私塾、寺子屋などの教育機関が存在した。藩学は庶民の成人に対するいわゆる藩立の心学舎のような一面と庶民の子弟に普通教育を施すという面の二面性を兼ねていたとされる。

しかし出石藩の郷学は、こうした江戸期からの継続としてのものでなく、明治三年（一八七〇）藩知事仙石久利が開設したものであり、藩の直轄の下に出石町に市校を開設し、郷学は次の五カ所に設置されている。

久畑村 光蓮寺。江原村 立光寺。口大屋村 福王寺。竹野村 興長寺。安良村 善光寺。
これにたいして、旧代官所領において私塾寺子屋は幕末からひき継がれている。

国府地区では土居村、上郷村に設置されていた。

日高村では久斗に設立されていた。その教師の名は次のとおりである。

久斗庵（日高村）

僧 道清 嵯峨天竜寺の門弟

〃 良温 周防の人 臨濟宗の僧

〃 桂芳 曹洞宗の僧

〃 逸丈 〃

〃 大豊 慶応年間より明治七年久斗学校創立まで

清滝地区では栃本前田孫左衛門方で宮津藩士岡島某が教えたと伝えられる。

西気地区では次の六カ所があげられる。

大円寺（栗栖野村）

小田根秀之進（医師）が村内中流以上の男子に限り普通往復文書や、四書、唐詩選を授けた。

温知書院（山田村）

この他安政年間のものとしては、

中嶋浅右衛門（稲葉村）

水口与八郎（水口村）

（原富三郎、藤本利左衛門（万劫村）

の名があり、天保年間のものとして

神野半五郎（東河内村）

の名が知られるが、明治初年まで存続したかどうかは分明でない。

浅倉地区では、浅倉赤崎の住民より入学した寺子屋があり、教師として次の三名が記録されている。

自弘化元年 齊藤遊仙 出石郡倉見出身医師。

自慶応二年 奥田万之助 丹後国熊野郡野中村出身。

自明治三年 渡辺 智 出石出身。後に宿南校訓導となる。

第三学区権區長

井六郎左衛門

学区取締兼務

申付候事

明治七年三月

堪皇宗縣

写真68 明治7年 学区取締辞令(井上義次藏)

（国府地区）に設けられたが、これは組合組織の学舎で、出石藩の儒者林鼎一及び河合剛造を師として、漢籍の講義を授けた。

学制の施行

明治五年（一八七二）八月三日 明治政府は「学制」を公布して全国的教育制度の確立を図り、全国を八大学区

（明治六年七大学区）とし一大学区を三二中学区に、中学区を二一〇小学区に分ち、各小学区に一小学校を置くこととした。これは「邑むらに不学の戸なく、家に不学の人なからしむ」との大方針のもとに、士農工商、

男女の別を限らず、六歳になればことごとく学につかせるという、教育の機会均等の門戸を開いた画期的な政策であった。

気多郡は第三大区第二四中学区に属したが、学区編成は明治十五年（一八八二）の資料によれば表20の通り一番から九番までの小学区が編成され、一四の小学校と二分校が設置されている。なお、明治七年（一八七四）の学区編成の完全な資料を資料編に採録しておくから併せ見られたい。

表20 気多郡内学区編成一覧表（明治十五年）

小学区	校名	所在地	学区
第一番	東柳小学校 静修小学校 司馬小学校	宵田 道場	江原、宵田、岩中、地下、祢布、国分寺、石立（七カ村） 久斗、道場、久田谷、夏栗（四カ村） 芝、庄境、三所、野、猪子垣（五カ村）
第二番	栗山小学校	栗山	伊府、篠垣、佐田、知見、森山、観音寺、海老原、栗山、殿、広井、荒川（一一カ村）
第三番	栗山小学分校 羽尻小学校 石井小学校	田ノ口 羽尻 頃垣	田ノ口（一カ村） 羽尻（一カ村） 十戸、石井、頃垣（三カ村） 栃本、山宮、太田、名色（四カ村）
第四番	囊智小学校 共存小学校	山宮 水口	水口、稲葉、東河内、万場、栗栖野、山田、万劫（七カ村）
第五番	三原小学校 椒小学校	三原 椒	三原（一カ村） 椒（一カ村）
第六番	鳩峯小学校 鳩峯小学分校	中村 河江	八代、猪爪、中、谷、奈佐路、藤井（六カ村） 河江、小河江、大岡寺（三カ村）



写真69 日高村東柳小学校新築校舎 (河本重成提供)

第二節 小学校教育の発展

学制発布後の時期に各地区とも寺院や民家を借り受けて小学校を創立したわけであるが、この創設期の様子を少し詳しく地区別に述べてみる。

日高地区
明治六年江原村
の立光寺を仮校

舎とし、宮川鷺郎、土岐久雄、増田某の三名が教授に当った。これが東柳小学校の前身である。明治七年十月一日祢布字東柳に学校を新築し、東柳小学校と名づけ開校し、

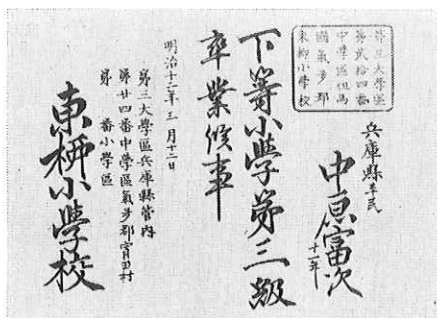


写真70 卒業証書(中原須佐男蔵)

第七番
第八番
第九番

伊福小学校
府中
引野小学校

伊福
野々庄
引野

土居、多田谷、松岡、水上、山本、伊福、日置、上郷(八カ村)
竹貫、上石、東芝、西芝、池上、野々庄、府中新、堀、府市場(九カ村)
引野、土淵、加陽、中郷(四カ村)

上等科・中等科を設けた。明治十五年八月初等中等科に改正、明治二十年簡易科とした。

明治七年二月一日、鶴岡村戸田丑造宅を借り受けて伊福小学校が開校した。増田修が教授。校舎は明治十年九月二十一日竣工、間口七間、奥行六間、二階建て屋上に火見台が附された和洋折衷の建築であった。明治十一年日置村、明治十二年上ノ郷村、土居村が学区に所属した。学年編成は東柳小学校と同様の変遷である。明治七年十一月十五日久斗村有の庵を仮校舎として久斗小学校を開校、明治十二年道場村に校舎を新築して静修小学校と改称した。

国府地区

明倫舎が廃された後、その所在地の府中新村の長沢実二郎所有の一家屋を仮校舎として明治七年七月十五日府中小学校を開校した。明治十四年野々庄村に校舎新築し開校式、敷地の間口一

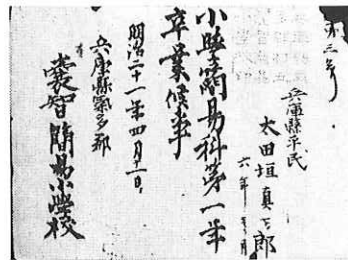
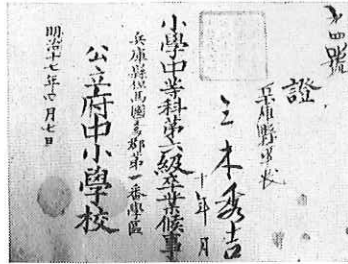


写真71 卒業証書

七間、奥行一九間、建物は間口一〇間、奥行六間、総二階造り、西洋風の建築であった。費用は二〇〇〇円を要した。明治十二年土居村・上ノ郷村が伊福小学校区へ移り、明治十五年上佐野村が学区

に入る。明治十七年学区変更があつて、府中小学校、引野小学校、鳩峯小学校が同一学区になり三校連合小学校となり、府中校に初等中等高等の三科、引野校に初等中等の二科、鳩峯校に初等一科が置かれた。

八代地区

明治七年十二月十八日、谷村の細谷一郎左衛門宅を仮校舎として谷学校を設立、次いで年次不詳であるが、光顕寺を仮校舎として八代学校を開校している。また河江村に家庭教育所を開設している。

明治十年に至り工費八〇円で校舎を新築し、鳩峯小学校と称した。



(八代小学校提供) 右 明治10年



写真72 鳩峯小学校印 左 明治24年

三方地区

1 明治七年十二月、荒川村隆国寺を仮校舎として荒川小学校を設立した。三方地区全域を校区とした。

2 明治八年三月、森山村明禪寺を仮校舎として森山小学校を開設した。校区は、篠垣、佐田、知見、森山、観音寺、海老原の六カ村。

3 明治九年二月、羽尻村の谷岡仁左衛門宅を仮校舎とし、羽尻一村を校区として開校した。

4 明治九年、森山・荒川両校が合併され、栗山村吉岡太左衛門宅を仮校舎として栗山小学校が開校した。明治十五年初等・中等・高等の三科を置き、明治十七年役場裏に校舎新築落成し、校名を鶴峯小学校と改称し、明治十八年

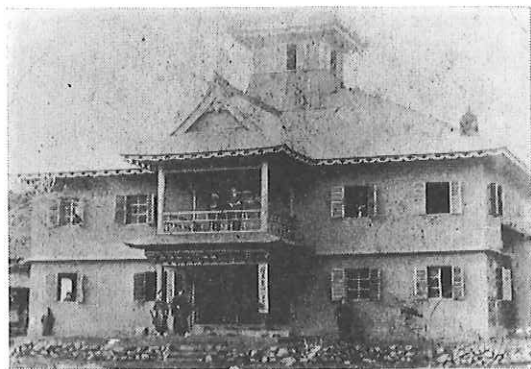


写真73 鶴峰小学校舎（三方小学校提供）

三カ村は石井小学校を設立した。明治十六年新校舎落成（八〇九円九五銭）
硯坪小学校と改称した。

西気地区

明治七年九月、栗栖野村大円寺本堂を仮校舎として学校創立、
明治八年山田村北村清十郎宅を仮校舎として山田小学校と称し

中等・高等二科を廃して初等科のみとした。

5 明治十二年二月、芝村渋谷仙太郎宅を仮校舎として司馬分校を設立した。校区は猪子垣、芝、野、庄境の四カ村。明治十二年に田ノ口支校設置。明治十四年司馬分校が新築落成した。

清滝地区

1 明治七年一月、栃本村妙栄寺を仮校舎とし工藤祐暉を教授として読書習字算術を教えた。同年三月からは前田弥八郎が後任となっている。次いで八月栃本村関口小左衛門宅を仮校舎として栃本小学校を開校した。明治十二年新校舎落成し、明治十四年開校式を行って囊智小学校と改称した。

2 明治七年八月、十戸、石井、頃垣

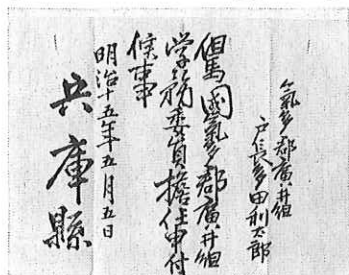


写真74 広井組学務委員辞令
(多田辰夫蔵)

た。明治十二年新校舍落成し共存小学校と改称した。明治十五年の改革では、初等・中等科を置き、明治十八年初等科に改めた。明治二十八年西気尋常小学校と改称した。

初期の小学校教育制度

明治五年の学制で示された学校制度は、小学校を上等下等の二つに分ち、下等は六歳より九歳の四カ年、上等が一〇歳より一三歳の四カ年とし、下等に八級、上等に八級の段階を設けた。半年毎に進級試験を受け八級より順次進級して一級に至り、卒業試験に合格すれば卒業という制度であった。

教科目としては、下等小学においては、字綴、習字、単語、会話、読本、修身、書牘、文法、算術、養生法、地学大意、理学大意、体術、唱歌の諸課目があり、上等小学においては、下等小学の外に史学大意、幾何学、算術大意、博物大意、化学大意の諸課目を加え、また土地の事情によって、一、二の外国語、記簿法、画学、天球学の四課を適宜加えてもよいことになっていた。

しかし、この学制の内容は極めて理想を求めたもので地方の実情とはかけはなれており、就学状況も極めて悪かった。例えば府中小学校の例をとってみれば、

明治七年 学令人員男一七八名、女一二五名中、就学児童数男三九名、女九名。(男二二%女七%計一六%)

明治十一年 学令人員男二三三名、女一三一名中、就学児童数男六一名、女一五名。(男二六%女一一%計二一%)である。

こうした背景の中で学制が次々に改正され学年編成も改革されていった。

明治十五年から二十年に至る学校制度の変遷は、わが町においては、全部の学校が同年次に改められて
いるので次に一括して示してみる。

		明治15	年次 学校名
20	←	初 中	東柳
簡易	←	初 中	伊福
簡易	←	初 中	静修
簡易	←	初 中	府中
簡易	←	初 中 高	鳩峯
簡易	初	初 中 高	栗山
簡易			司馬分校
簡易	←	初 中	囊智
簡易	←	初 中	石井 (硯坪)
簡易	初	初 中	共存

明治十五年の改革では初等科三年、中等科三年、高等科二年となったが、初等科の三年は嚴重に義務づけられていた。(明治十三年教育令改正)

明治二十年の簡易小学校への移行は、明治十九年の小学校令の公布に基づくもので、本来尋常科四年、高等科四年の学年編成への改革であったが、全国的に実現が難しく、尋常小学四カ年を義務制とすることが困難な地域に、三カ年義務制の簡易小学校を許可したのである。

兵庫県は率先して移行を図ったが、簡易小学校は貧民学校として嫌われる結果となった。

鶴峰小学校新築の記録

三方小学校の沿革誌には、明治十七年（一八八四）に新校舎を建設し、栗山小学校を改名して鶴峰小学校の開校式を挙行した経過が詳細に記録されている。それによれば、本校は、もと栗山、荒川、芝、三所、野、庄境、猪子垣、田ノ口、広井、殿、羽尻、観音寺、海老原、知見、森山、佐田、伊府、篠垣、の一八カ村を連合した大校であったのが、芝、庄境、三所、野、猪子垣、の五カ村が分離して司馬小学校を建て、羽尻村も一校独立し、田ノ口村に分校が出来るなど、校区問題と、学校位置問題が、当地方における教育問題の中において、早くから紛争の源となり極めて難航したポイントであったことを如実に示している。

明治十六年九月十七日に、栗山の戸長役場裏に新築校舎の建築をしたが、その時の記事に「生徒井上準蔵外十一名初固メヲナス、本日集会スルモノ無慮三千人、歓声雷ノ如シ」とある。翌明治十七年七月二十五日に挙行された新築開校式典には、兵庫県令森岡昌純、出石気多郡長西山員直、栗山村外一六カ村戸長役場戸長柴垣弥一郎をはじめ、職員生徒一七七名、来賓三六名が参列し、極めて盛大で、式後生徒には菓子を与え、講堂では祝宴が設けられた。

鶴峰小学校の新校名は、兵庫県令が命名して戸長にこれを賜わる形式をとっており、当時から教育行政が非常に重視されていたことを物語っている。

第三節 明治維新の宗教政策

神仏分離と排仏毀釈

慶応四年（一八六八）三月、神仏判然令（神仏混淆禁止令）が出た。これは、維新政府が天皇の神権的権威確立のためにとった宗教政策で、神武創業への復古、祭政一致のスローガンに沿うために、従来習合していた神道と仏教とを分離する政策を命令したものである。

官軍の久美浜御役所も、同月、いちはやく、丹後、丹波、但馬の管下村々の役人にたいし、次のような通達を発している。

「諸国大小の神社のうち、仏像をもって神体と致し、又は本地などと唱へ仏像を社前に掛け、あるいは鯛口、梵鐘、仏具などを差し置き候分は、早々取り除き、相改め申すべし」

（多田文書）

このようにして、政府が神道の国教化政策の推進にのり出した結果、全国各地において仏教を抑圧、排斥、破壊する排仏毀釈運動がひろがった。同年八月には次の趣旨の通達も久美浜御役所から発せられている。

「これまで寺院や修験しゆげんで神事に参与していた向きがあつたが、今後は純一の神道の祭祀をすべきで、決して寺院や修験が神事に与ってはならぬ。」と。

この布告の結果、わが町において、約二〇カ所の習合寺社が、新たな神社名に名称を変更した。（表21）

表21 習合寺社名称変更一覧表

旧名	新名	所在地
十二所権現 (若宮大明神) 八王子大権現	十二所神社	松岡
天満宮	伊智神社	府市場
荒神社	御井神社	土居
総社気多大明神	須賀神社	西芝
春日大明神	気多神社	上郷
八幡宮	楯縫神社	日高
巻尾大明神	井田神社	鶴岡
多麻良岐社	日置神社	日置
毘沙門社	多麻良岐神社	猪爪
山王権現	鹿島神社	岩中
鳴滝大明神	日枝神社	宵田
三宝荒神	久刀寸兵主神社	久斗
祇園牛頭天王	荒人神社	国分寺
岩船妙見社	八坂神社	水上
白山大明神	岩船神社	道場
祇園牛頭天王	高負神社	夏栗
田中明神	八坂神社	久田谷
赤藤大明神	須谷神社	藤井
妙見宮	思往神社	中
	産霊神社	河江

妙見宮の紛争と氏子改め

神仏分離により大きな影響があったのは妙見宮である。石

原(八鹿町)の妙見宮への参詣路としては、観音寺の部落から観音寺川の山道をさかのぼって妙見山に登るルートがあり、古来より気多郡側からの参詣に利用されていた。石原の妙見宮は社寺混淆であったが、明治五年(一八七二)に社寺有山林原野土地命令により、五〇〇町歩に及ぶ妙見杉の美林の寺有山林が国有林として没収され、明治六年(一八七三)に妙見宮は名草神社と改称、明治九年(一八七六)には帝釈寺日光院は帝釈寺号を廃止させられた上、妙見山上から追出されて石原へくだった。日光院が苦難隠忍の歲月を経て行政裁判による妙見山返還の訴訟を起し、名草神社と争って紆余曲折の末に再び全山の所有権を回復したのは、四〇年後の明治末年のことであったが、明治時代を通しての当地方の最大の宗教紛争となったといえる。

宗門人別改帳の作成がやんだのが、伊府村の資料では明治三年(一八七〇)からで、明治五年(一八七二)の戸籍



写真75 氏子札明治6年(右)及び氏子札申請書明治7年(左)

には「伊府村人別氏子帳」の表題がつけられたことは既にのべた。(第二章、第三節)。このとき仏教の檀家制度に代って神道の氏子調べが行われたのである。そのやり方としては、子供が生まれた時には神社に参拝して名簿を納め、神社の発行する「守札」まもりだを所持することとし、他の神社の管轄に移転する際はその管轄の神社の守札を別に発行を受けて合せ所持することと定められた。これは「氏子札」を発行し「氏子籍」を作成する「氏子制度」の法制化であったが、まもなく明治十一年(一八七八)に戸籍法の整備により消滅している。

氏子改めも、明治初期の宗教政策の一断面を示しているものといふことができる。

キリスト教の解禁

幕府を倒した新政府が定めた「五榜の掲示」の高札の中で、定札の第三札に、キリシタン・邪宗門の禁制、が生きており、豊岡県時代までこの制度が引きつがれたことはすでにのべた。(第三章、第一節)。

わが町に現存する高札にも次の文言がみられる。

一、切支丹宗門の儀、是迄御制禁の通、固く相守るべく候事。
一、邪宗門の儀は固く禁止の事。

明治新政府は、欧米列強の国力を背景とするキリスト教の日本進出に深刻な危機感を抱き、神道国教化政策と一体化してキリシタン弾圧政策を踏襲したのであるが、この政策はキリスト教国の大公使から、切支丹は邪宗門にあらずと強い抗議にあい、長崎の浦上近辺のキリシタン三一〇九名が弾圧されてことごとく流刑され多くが死亡した実情が海外各国に伝えられるや、外交上の大問題に発展し、明治六年（一八七三）政府は遂にやむなくキリシタン禁制の高札を撤去するに至った。これよりわが国におけるキリスト教の信仰の自由が解放され、その発展の歴史がはじまったのである。

キリスト教の宗派は、カトリックやプロテスタントだけでないし、またカトリック、プロテスタントの中にも分派があり、決して単一でなく、数多くの宗派がある。

「日本切支丹宗門史」によれば、但馬におけるキリシタンの布教は、慶長十六年（一六一一）にはじまったとされているが、寛永年間にも、三年、十年、十四年の三回神父の来但があったと記録されている。

明治九年（一八七六）、カトリックの日本教区が琵琶湖を境に南北に分けられたが、神戸で洗礼を受けた那須順一（ジョアン）が豊岡に赴任し、日曜説教を行い、また神戸よりピリオン師を豊岡に招き伝道活動を行ったという。明治二十一年（一八八八）になると、宮津教会のルイ・ルラーブ師が出石と豊岡に講義所を設け、生野や江原にも巡回宣教を行い、豊岡にはじめて日本人伝道士が誕生した。わが町にも漸くこの時期にキリスト教の新風が吹き込みはじめたのである。

第四節 自由民権運動の展開

但馬の進歩性と保守性

文久二年（一八六二）に伏見寺田屋騒動の主謀者として捕えられ四八歳で殺された田中河内介は、神美地区香住村の出身で、明治天皇の幼時の御用掛として側近に奉仕した熱烈な忠君愛国尊皇思想家であった。又幕末における最初の尊皇倒幕挙兵の火の手があがったのは、文久三年（一八六三）の大和の天誅組の乱とならぶ但馬の生野の変であった。生野の変にあたっては、南但を中心に北但へかけて、広汎な農兵隊の組織化がみられ、数千の農民が生野代官所を襲撃した。出石藩士加藤弘之は、慶応四年（一八六八）に「立憲政体略」を著わし、進んで明治二年（一八六九）には穉多非人の称の廃止を公議所に建議するなど、文明開化の啓蒙的役割を果たした代表的なドイツ流の国法学者であり、後に東京帝国大学初代総理、帝国学士院院長などを歴任し官学の中心人物となっている。



写真76 田中河内介



写真77 加藤弘之

このような但馬地方の人びとの高い社会意



写真78 池田草庵

識や知的文化水準からみれば、進歩的な自由民権運動が但馬地方においても勢よく湧き起っても怪しむに足りぬ素地はあったといえよう。しかしながら、但馬の維新政治史をみると、保守的傾向が強く残り、穩健な思想活動が本流をなしていた。弘化四年（一八四七）以降宿南村（八鹿町）に開設せられた池田草庵の私塾青谿書院は、多数の優秀な人材を教育養成したが、思想的には保守的な陽明学説を教えた。そして、これらの教育を受け新らしい時代を築いてゆく主導者となったのは、出石藩や豊岡藩の下級武士や、地主層出身の指導者であった。

加藤弘之は、天賦人權説を唱えた先駆者であったが、板垣退助らの民選議院設立建白に対しては、時期尚早として反対したのである。このような進歩と保守の二面性が、但馬地方の幕末維新期における政治的志向の顕著な傾向であったとみることできよう。

生野の変において盛り上がった南但の農民のエネルギーは、義挙の挫折と弾圧という教訓によって、精神的物質的に痛烈な打撃を受け、後の自由民権運動の高揚期にあたっては盛り上がる勢を失い、静かに沈黙してしまつたとみてよからうか。

天橋義塾と但馬の情勢

明治七年（一八七四）に板垣退助らの民選議院設立建白が出て、自由民権運動の時代が訪れてくるが、この時に三丹地域において民権思想の啓発の拠点となり、国会開設運動の先駆となったのは、明治八年（一八七五）に宮津に設立された天橋義塾であった。

天橋義塾を代表する活動家としては、篠山藩の足輕の子で、後の多紀郡選出兵庫県会議員の法貴発が有名である。しかし但馬地方に大きな影響を与えたのは、天橋義塾創設者の一人の小室信介であった。明治十三年（一八八〇）から翌十四年（一八八一）にかけて丹後自由党が生まれ、近畿自由党が発足をみているが、このころ後の自由党副総理中島信行がはじめて大規模な三丹遊説を行っており、小室信介は引続き明治十四年の暮と翌十五年の春にかけて三次にわたる山陰遊説を行っている。

明治十四年十二月、小室は江原の立光寺りゅうこうじにおいて気多郡有志の懇親会に出席したと記録されている。豊岡藩の勘定方の息子で後に政友会代議士となった古島一雄は、その当時一六歳の少年であったが、はじめて豊岡で小室の自由民権の演説を聞き、強く印象に留めたという。

明治十二年四月から十七年五月まで兵庫県会議員に出た気多郡府中新村の長沢実二郎は、立憲改進黨員であったといわれているが、このころには但馬地方にも自由党系と改進黨系の党派の系列が生じてくるのである。

自由党系の県会議員として現われるのは、城崎郡湯島村（城崎町）の鯉江伝左衛門や、瀬戸村（豊岡市港地区）の大江頼之助らであり、これは小室の遊説により城崎地区において党員獲得の成果が大きかったことの反映である。

石郡一、城崎郡二九（うち湯島村二七で圧倒的な比重を占める）の党員が参加し、その中心となったのが鯉江伝左衛門や大江頼之助であったという。自由党の拠点は、このようにし

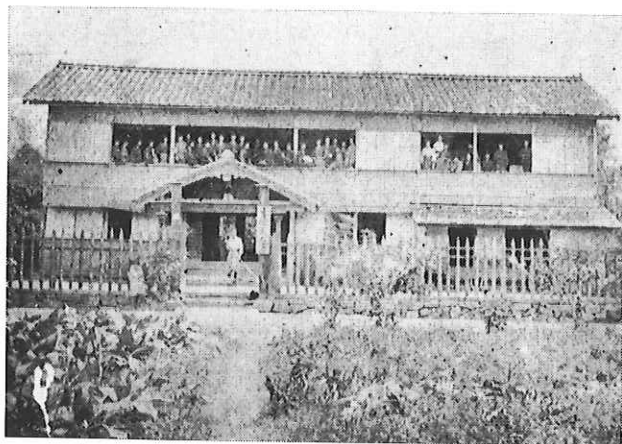


写真79 天橋義塾（京都府立丹後郷土資料館提供）

鯉江伝左衛門は湯島（城崎町）の旅館田井屋の主人で、その父は生野の変に当り美玉三平らの志士たちに宿を提供したりして尊皇討幕の但馬農兵隊組織化に奔走している。大江頼之助は瀬戸村の大江甚助の分家で、大江甚助は回漕業と酒造業を営み、生野の変に当っては資金調達を引受け、閉門に処せられた人物である。城崎は温泉の町であり、瀬戸は漁村であって、いずれも農地は少なく、地租額は低く、江戸期以降、村高は僅かで地主勢力は弱かった。

小室信介の遊説がきっかけとなって但馬に自由党系の立憲政党が結成され、出



写真80 小室信介（京都府立丹後郷土資料館提供）



写真81 立光寺（江原）

てまず北但の非地主層の中にその種子をおろしたのである。

また改進黨系の県會議員として現われる者に、前記の長沢実二郎のほか、出石八木町の芦田帰一、養父郡林垣（和田山町）の吉井庄左衛門、朝来郡矢名瀬町（山東町）の松原操造などの名前がみられる。

しかし、そのほかのこれらの政党に属さぬ無所属県會議員が最も多数を占めていた。気多郡選出の初期の県會議員となった伏村（豊岡市中筋地区）の白髭浅右衛門、地下村（岩中）の森垣利助、鶴岡村の河本浜二郎、三方村荒川の井上真一郎、養父郡浅倉村の田尻東一郎などは、いずれもこのころはまだ自由党にも改進黨にも属さなかったとみてよいであろう。但馬地方において本格的に政党間の対立抗争が進展するのは、やはり明治二十三年の国会開設をまたねばならなかったのである。

但馬における兵庫県會議員選挙

明治十一年（一八七八）の府県会規則によって県会が開設されることとなったが、第一回兵庫県會議員の選挙は明治十二年（一八七九）に行われた。

府県会規則の第三条には、府県會議員の被選挙人資格として、①満二五歳以上の男子、②当該府県に本籍

を定め満三年以上住居した者、③当該府県に於て地租一〇円以上を納める者、たる事を要すると定め、更に欠格事由として①風頭心の者、②懲役一年以上の実刑に処せられた者、③身代限りの処分を受け負債の弁償を終っていない者、④官吏および教導職にある者、を除外している。

選挙人の資格は、①満二〇歳以上の男子、②当該郡・区内に本籍を定める者、③当該府県内に於て地租五円以上を納める者、たることを要した。

これらの資格制限の中で、重要な条件は、納税額により「地租一〇円以上」(被選挙権)或は「地租五円以上」(選挙権)と定めた点である。このため新設の府県会は、完全に地主代表の議決機関の性格を有するものとなったといふことができる。

第一回兵庫県会議員の選挙の結果、気多郡選出県議員(定員二名)には、森垣利助(岩中村)、白髭浅右衛門(伏村)の両名が当選した。

この時の投票は、単記・記名の方法によっており、投票用紙には上欄に被選挙人の住所姓名年齢を、下欄には選挙人の住所姓名年齢を自署せねばならなかった。

明治十二年から明治三十二年に至るまでの但馬全域の兵庫県会議員の一覧(表22)をかかけておく。

第七章 教育の進展と文明開化

表22 但馬全域兵庫県会議員一覽(明治12年~明治32年) (兵庫県会史より)

郡			崎			城			選 區	舉 定 期	選 任 在 任	選 舉 種 別
郡	多	氣	郡	含	美	郡	崎	城				
長澤實二 門補 白辭 北鹿 澤實二	辭任 鹿澤 澤實二	辭任 鹿澤 澤實二	森垣 利助	門松 井仁 左衛	辭任 井仁 左衛	門瀧 本藤 左衛	波瀧 邊七 郎	門足 立六 左衛	辭任 足立 六左 衛	一 一 一	每 區 一 人	初 期
長澤實二 改選	澤實二 改選	澤實二 改選	森垣 利助	小補 林缺	松井 仁左 衛	瀧本 藤左 衛	波瀧 邊七 郎	大補 江缺	改選 江缺	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 七 月
長澤實二 留任	澤實二 留任	澤實二 留任	森垣 利助	門松 井仁 左衛	改選 井仁 左衛	門瀧 本藤 左衛	波瀧 邊七 郎	水補 垣缺	留任 水垣 義三 郎	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 一 月
長澤實二 改選	澤實二 改選	澤實二 改選	河本 濱二 郎	瀧本 藤左 衛	留任 藤左 衛	門瀧 本藤 左衛	波瀧 邊七 郎	大補 江缺	改選 江缺	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
河本濱二 補缺	井上 眞一 郎	留任 井上 眞一 郎	森改 選	清改 選	和	門瀧 本藤 左衛	青田 朝太 郎	大補 江缺	留任 大補 江	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
河改選 濱二 郎	澤留 任	澤留 任	森留 任	清留 任	和	小改 選	青田 朝太 郎	大補 江缺	改選 大補 江	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
河改選 濱二 郎	澤留 任	澤留 任	森留 任	清留 任	和	長補 缺	青改 選	大補 江缺	改選 大補 江	一 一 一	每 區 一 人	付 散部 改選 會
河本濱二 留任	澤改 選	澤改 選	森改 選	清留 任	和	門三 改選 輪喜 右衛	青改 選	衛改 選	森改 選	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
門改選 本六 右衛	澤留 任	澤留 任	森留 任	清改 選	和	門三 留任 輪喜 右衛	青留 任	衛留 任	森留 任	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
門改選 本六 右衛	澤留 任	澤留 任	森留 任	清留 任	和	永改 選	片改 選	衛改 選	森留 任	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
長谷川 佐一 改選	澤留 任	澤留 任	森留 任	清留 任	和	永留 任	片留 任	衛留 任	森留 任	一 一 一	每 區 一 人	自 去 年 五 月
			片改 選				門改 選			二	二	付 施府 改選 縣制
			片留 任				門留 任			二	二	自 去 年 五 月
			片改 選				白改 選			二	二	選 施正 付改 縣制

第一部 明治前期

郡	父	養	郡	石	出	選			選舉 種別
						區	舉	選	
門	補 井	辭任 佐藤 文兵衛	西	辭任 字野 文右衛	橋本 正隆	一	每區 一人	自 志 年 二 月	初 期
門	吉 井		改 進	補 野 文 右 衛	改 進	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
	改 進		留 任	本 間	補 今 井 甚 兵 衛	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
	留 任	改 進	補 野 文 右 衛	本 間	留 任	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
田	補 廣 東	改 進	廣 田	改 進	今 田 順 次 郎	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
田	留 任	改 進	廣 田	留 任	改 進	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
田	改 進	改 進	平 尾	改 進	今 田 順 次 郎	一	每區 一人	自 志 年 二 月	付 郡 部 會
田	留 任	大 橋	田 邊	改 進	留 任	一	每區 一人	自 志 年 二 月	改 選
田	改 進	改 進	留 任	留 任	今 田 順 次 郎	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
西	留 任	留 任	改 進	改 進	留 任	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
西	改 進	改 進	平 尾	留 任	改 進	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
西	留 任	留 任	留 任	留 任	今 井 甚 兵 衛	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
西	改 進	改 進	留 任	留 任	改 進	一	每區 一人	自 志 年 二 月	定 期
門	再 選 舉	改 進	無 効	改 進	平 尾	一	一人	自 志 年 十 月	付 府 縣 制
早	改 進	改 進		留 任	留 任	一	一人	自 志 年 十 月	改 選
鎌	改 進	改 進		留 任	留 任	一	一人	自 志 年 十 月	改 選

第七章 教育の進展と文明開化

郡 方 美				郡 來 朝		選 舉 區		選 舉 種 別		
郡 方 二		郡 美 七				一 區	一 區	定 期		
森補任 衛門上 左衛門 門	井上壽 二右	高橋義左衛門	池田清射	今井治兵衛	辭任	用 忠恕	安積十六夫	太田正一郎	自至元年二月 至至元年七月	定期
森留任 左衛門	北村修次郎	改選、辭任	田淵澄	改選、辭任	岡田精逸	田淵澄	松原操造	門北垣傳右衛門	自至元年十月 至至元年二月	定期
宮改選 管助	門岡田助左衛門	留任	田淵澄	留任	田淵澄	田淵澄	松原操造	門北垣傳右衛門	自至元年二月 至至元年七月	定期
宮留任 管助	森改選 孝一郎	改選	田淵澄	改選	田淵澄	田淵澄	安積十六夫	門北垣傳右衛門	自至元年五月 至至元年七月	定期
森改選 左衛門	森留任 孝一郎	改選	田淵澄	改選	田淵澄	田淵澄	安積十六夫	門北垣傳右衛門	自至元年七月 至至元年十月	定期
森留任 左衛門	北村改選 元吉	改選	岡田精逸	改選	岡田精逸	岡田精逸	安積十六夫	門北垣傳右衛門	自至元年十月 至至元年二月	定期
森改選 左衛門	中井改選 幹造	改選	岡田精逸	改選	岡田精逸	岡田精逸	淺田貞次郎	門北垣傳右衛門	自至元年四月 至至元年七月	解散部會 付改選
森留任 左衛門	中井改選 幹造	改選	岡田精逸	改選	岡田精逸	岡田精逸	淺田貞次郎	門北垣傳右衛門	自至元年七月 至至元年十月	定期
福島改選、 左衛門 太郎	改選、 死亡	改選、 死亡	今井治兵衛	留任、 辭任	小谷萬太郎	門大改選 林重右衛門	淺田貞次郎	長島留任 長島	自至元年五月 至至元年七月	定期
福島留任 吉太郎	北村改選 元吉	改選	今井治兵衛	留任	今井治兵衛	門大留任 林重右衛門	太田垣義亮	長島留任 長島	自至元年七月 至至元年十月	定期
門宇改選 野又左衛門	北村留任 元吉	改選	今井治兵衛	留任	今井治兵衛	岡改選 浩平	太田垣義亮	門北垣傳右衛門	自至元年七月 至至元年十月	定期
		補缺 遺盛 後道	北村改選 藤次郎	辭任	北村藤次郎		門北垣傳右衛門		自至元年十月 至至元年七月	府縣制 付改選
			本多好之助	改選	西村敏郎		吉川増太郎		自至元年十月 至至元年七月	定期
				改選	西村敏郎		日下覺藏		自至元年九月	改正府縣制 施行二付改選

第五節 文明開化と農村生活

風俗習慣の変化

近代日本には明治維新の訪れと共に、文明開化の時代がはじまったが、欧米の風俗習慣や、近代的技術の輸入にともない、個人の衣食住や、生活規範などにも次第にその影響があらわれていった。

明治四十五年に編纂された「八代村史」は次のようにのべている。

「維新前ハ男女共ニ結髮シ、前髮ヲ少ク剃リ、総髮（額の月代を剃らず全体の髪を延ばし、束ねて結つたもの）ノ者ハ医師、力士ニ限り、剃髮ノ者ハ僧侶、尼ノミナリシガ、一旦欧米ノ文物輸入スルヤ、靡然トシテ男子ハ散髮又ハ剃髮トナレリ」。「古ヘハ村民皆ナ質朴従順ニシテ、信義ニ篤ク、他村模範ト称セララル程ナリシガ、星霜ヲ経ルニ従ヒ、漸ク変遷シ、古ノ風ヲ脱シ、汽車開通スルニ及ビ輕薄華美ノ風輸入シ来リ、今ヤ道德地ニ落チントスルノ傾向無キニ非ズ」

新旧の風習が混在しながら、農村の生活は時代と共に新たな展開をみてゆくのである。

次に明治初年の村法の中で、興味深いものをいくつか紹介しておこう。

- ① 賭博罪に関する久美浜県の通達（明治元年、一八六八）
- ② 節儉に関する気多郡の郡中立会規定（明治二年、一八六九）
- ③ 村社の祭礼の執行の統制に関する気多郡栗山組（三方地区）の村惣代連判規定（明治十七年、一八八

四)

博奕諸勝負に関する通達（久美浜県）

「博奕諸勝負の儀は古来嚴禁の処、法を犯す者すくなからざる趣に付、先達ても触達し置候も、博奕は信義を失い、家産を破り、

風俗を乱し、遂には諸悪業なさざる事なきに至る根元なり。御一新以来もっぱら信義を元にし、産業を励まし、風俗を厚くせんと、種々御配慮あらせられ候今日、厚き聖旨を奉戴せず、前日の所業も相改めず、無事の良民まで悪路に引き入れ候類、あくまで吟味をとげ、その根を絶たせられ候御趣意に付、今般左の刑法を触れ知らせ置き、ひそかに穿鑿せんさくの役人さし出し、見つけ次第召捕らせ、それぞれ法の如く処置せしめ候間、かねて村役人はじめ社寺末々に至るまで、もれなくきつと相心得、村役人は勿論、親類五人組のもの、よく吟味をいたし、悪業のものこれなき様致すべき事。但し、政体御一新、寛仁を元と遊ばされ候今日に付、旧悪はゆるされ候間、御触の趣意を守り、速かに先非を改め、正路に復し、産業を励まし候様、村役人はじめ親類、五人組の者より厚く教諭致すべき事。

博奕の処置

一、当人 入牢の上、遠島。

一、博奕宿 入牢、欠所、家門は親類五人組預け。

一、無宿者留置候者、博奕宿同断。

一、村役 過料、一人前十貫文宛。役儀□所。

一、五人組 過料、一人前六貫文宛。右之間謹慎。

一、親類 從弟以上、近親住居の者は過料一人前十貫文宛。謹慎六〇日。

一、神主、僧侶、医師は身分の異なり候者につき、すべて罪一等を重んぜられ候事。

一、これまで博奕同類の者と雖も、外と同類の者を出訴に及ばれ候はば、その身の罪はゆるされ、尚、御褒^び美として鳥目^{ちやうもく}三十貫文下され候也。

右の御触は、殊更に村々高札場、又は村役人の軒に張り置き、往来の人々え示し候様致すべき事。

明治元年十一月 久美浜県御役所

村々庄屋、年寄

〔多田文書〕

明治以降の犯罪の中で、件数的に最も多く発生しているのは賭博罪である。豊岡の検察庁に保管されている遂年判決書綴の中には賭博罪の判決が数多く残っている。

郡中立会規定(気多郡郡中立会)

〔郡中立会規定(明治二年九月)〕

一、郡中立会の節、茶屋宅は勿論、庄屋宅にても膳の上限り、鉢、肴、引物等、無用(禁止)たるべし。酒は夕飯一度限り。此の外、不相当の儀これ有り候得ば、お構い(おとがめ)の事。

一、郡中組合惣代は日割の外、持合致さざる事。但しよんどころなく御用向きにつき立会入用の儀は、見はからいの上、割入申すべき事。



写真82 郡中立会規定(森垣剛文書)

- 一、^{でかか}出掛(出張)の節、郷宿にて、酒は夕飯一度きり、膳酒にて、鉢、肴、無用の事。
 - 一、御年貢上納金の儀は、御日限^{にちげん}通り、遅滞なく上納致すべき事。
 - 一、火の用心、第一に心懸くべきの事。
 - 一、祭礼の節、親類の者たりとも、客来仕るまじき事。但し重の内(重箱料理)取り遣り無用の事。
 - 一、婚姻の節、新客の外、類惣代一人にて相勤め、その余はたとへ近所組合にても客来無用の事。
- 但し、料理向きの儀は、膳の上切取、肴一種限り、引物は一切無用の事。

一、年賀、改名、初節句、客来無用たるべし。すべて祝物の儀は有り合せ候品たりとも取り遣りきつと致すまじき事。

一、葬式の節は、五人組、親類、両隣だけにて相勤め、其の余の多人数相集め候義は停止たるべき事。

一、正月餅は法度の事。

附けたり、年始客は無用の事。

一、履物類、表打革、花緒ならびに傘、すべての品、これまで有り合せ候古ものを用い、新たに買求め候儀は堅く停止に候事。

一、諸職人、傭人に至るまで、禁酒たるべきの事。

但し作料の儀は豊岡市中並なまに、且又、屋根屋は二割落の事。

一、男女共日雇賃銭の儀は其の組合取極候事。右は近来凶作打続き、一統困窮の上、当秋格別に凶荒に付、御上様も御心痛せられ、節儉の儀仰せ渡され候御趣意に基き、今般郡中立会評定の上、来る午の十月、年穀取込まで前ヶ条の通り村々庄屋宅に張り置き堅く相守り申すべく候。以上。

明治二年（一八六九）己九月

（氣多）郡中立会」

〔森垣文書〕

村社祭日規定(気多郡栗山組)

〔村社祭日規定(明治十七年八月)〕

曾テ各村ニ氏神アリ。況ヤ祭日アリ。該祭典タルヤ各村ニ各日アリ。其ノ祭日ニハ旁來客アリ。就テ費用ノ一点ニ関シ、人民ノ困窮ヲ察シ、今ココニ協議ノ末、節儉法方ヲ設ケ、祭日ヲ当部内同日ニ執行センコトヲ契約ス。

第一条。村社祭典ハ当郡内十八カ村ハ毎年旧曆九月九日ト相定メ、祭典執行スルモノトス。

第二条。祭日路傍へ幟、高張等ヲ建設シ、太鼓ヲ打ツ等ハ勿論、又、村内ニヨリ村社庭前ニ於テ角力、或ハ馬馱リ等ノ慣行アリ。此等ハ従前ノ例ニヨリ適宜タルベシ。然レドモ当時ノ御正規ニ随ヒ、其ノ筋へ願、屈等ハ、不都合コレナキ様、村惣代注意致スベク候事。

第三条。祭典ハ各村同日ニ執行スルモ、節儉法ヨリ超エル義ニツイテハ、奢リガマシキ義、決シテ致スマジク候。

且ツ又、村社、撰社等ハ氏子中ニシテ成丈ケ丁寧ニ扱フベキ事ヲ要ス。

但シ、祭日、部内外ノ客來ハ此ノ限りニアラズ。

右ノ条々、各村惣代立会、熟議ノ上確定スル上ハ、将来堅ク相守リ、違約致スマジク候。之ニヨリ、規定書相認メ、村惣代連印仕リ置候処、件ノ如シ。

明治十七年(一八八四)八月二十七日

気多郡栗山組、部内

各村惣代 連印

〔庄境区有文書〕